

インフォームド・コンセントの各論的事項の整理

A. 卵子

医療の過程／過程でない	凍結／非凍結	各論の項目
生殖補助医療の過程で インフォームド・コンセントを 受ける	非凍結	(1)-1) 非受精卵 (1)-2) 形態学的な異常により生殖補助医療に用いられなかった未受精卵 (1)-3)-i) 形態学的な異常はないが、精子等の理由で生殖補助医療に用いられなかった未受精卵（非凍結） (4) 生殖補助医療目的で採取する未受精卵の一部を、自発的な申し出により、生殖補助医療に用いず、研究に利用するもの
	凍結	—
その他の医療の過程で インフォームド・コンセントを 受ける	非凍結	(3)-1) 婦人科疾患等の手術により摘出された卵巣又は卵巣切片
	凍結	—
医療が終了した時点で インフォームド・コンセントを 受ける	非凍結	—
	凍結	(1)-3)-ii) 形態学的な異常はないが、精子等の理由で生殖補助医療に用いられず凍結された未受精卵のうち不要となったもの (2) 疾患の治療等のため将来の妊娠に備えて凍結された未受精卵のうち不要となったもの (3)-2) 他の疾患の治療のため卵子を保存する目的で摘出・保存されていた卵巣又は卵巣切片のうち不要となったもの